

# 接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

ソフトバンク株式会社

# 接続会計報告書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

総務大臣 殿

2020年6月30日提出

会社名 ソフトバンク株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙 ㊟

本店の所在の場所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

電話番号 (03) 6889-2000

連絡者 執行役員 財務経理本部 本部長 内藤 隆志

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所在地 東京都港区東新橋一丁目9番1号

名称 本社

# 第一部 概要紹介

## 1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的としています。

## 2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しています。

- ・電気通信事業法  
（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則  
（平成 23 年 3 月 31 日総務省令第 24 号。以下「第二種接続会計規則」という。）

## 3 会計処理の基準

### (1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 26 号）に定める基準に従って、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしています。（以下「財務会計」という。）

第二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものです。

### (2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当事項はありません。

## 4 接続会計財務諸表の構成

接続会計財務諸表については、第二種接続会計規則第 4 条及び第 5 条に基づき作成しています。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 個別注記表
- (4) 役務別固定資産帰属明細表及びその注記
- (5) 移動電気通信役務収支表及びその注記

## 5 計算結果証明報告の紹介

第二種接続会計規則第 11 条の規定に従い、接続会計財務諸表が第二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領しています。

## 6 第 3 条第 1 項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

## 第二部 計算結果證明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次のとおり会計監査人からの監査報告書を受領しています。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第 34 期事業年度の計算書類として、第二種指定電気通信設備接続会計規則に準拠して会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しています。

# 独立監査人の監査報告書

2020年6月24日

ソフトバンク株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 丸山友康 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田政之 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大枝和之 ⑩

## 監査意見

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年3月31日総務省令第24号）（以下「第二種接続会計規則」という）第11条の規定に基づき、ソフトバンク株式会社の第34期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表及びそれらの注記（以下併せて「役務別固定資産帰属明細表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の役務別固定資産帰属明細表等が、全ての重要な点において、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「役務別固定資産帰属明細表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項－役務別固定資産帰属明細表等の作成の基礎

注記に記載されているとおり、役務別固定資産帰属明細表等は、ソフトバンク株式会社が第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出するために、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

ソフトバンク株式会社は、上記の役務別固定資産帰属明細表等のほかに、2020年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、2020年5月14日に会社法の規定に基づく監査報告書を、2020年6月24日に金融商品取引法の規定に基づく監査報告書を発行している。

## 役務別固定資産帰属明細表等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則第 9 条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して役務別固定資産帰属明細表等を作成することにある。また、役務別固定資産帰属明細表等の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない役務別固定資産帰属明細表等を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

役務別固定資産帰属明細表等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき役務別固定資産帰属明細表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 役務別固定資産帰属明細表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、役務別固定資産帰属明細表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から役務別固定資産帰属明細表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、役務別固定資産帰属明細表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 役務別固定資産帰属明細表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として役務別固定資産帰属明細表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において役務別固定資産帰属明細表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する役務別固定資産帰属明細表等の注記事項が適切でない場合は、役務別固定資産帰属明細表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 役務別固定資産帰属明細表等の表示及び注記事項が、第二種接続会計規則第 9 条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠しているかどうかを評価する。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 第三部 接続会計財務諸表

# 1 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
( 資 産 の 部 )			( 負 債 の 部 )		
I 固定資産			I 固定負債		
A 電気通信事業固定資産			1 社債		40,000
(1) 有形固定資産			2 長期借入金		1,425,528
1 機械設備	2,559,329		3 リース債務		582,581
減価償却累計額	1,806,322	753,007	4 退職給付引当金		10,467
2 空中線設備	674,815		5 事業終了損失引当金		3,982
減価償却累計額	341,383	333,432	6 資産除去債務		56,168
3 端末設備	240,458		7 その他の固定負債		17,387
減価償却累計額	166,260	74,198	固定負債合計		2,136,113
4 市内線路設備	25,527		II 流動負債		
減価償却累計額	14,569	10,958	1 1年以内に期限到来の固定負債		278,975
5 市外線路設備	90,029		2 コマーシャル・ペーパー		103,000
減価償却累計額	82,768	7,261	3 買掛金		68,559
6 土木設備	97,173		4 短期借入金		61,000
減価償却累計額	82,444	14,729	5 リース債務		366,605
7 海底線設備	24,357		6 未払金		695,103
減価償却累計額	23,305	1,052	7 未払費用		11,187
8 建物	157,389		8 未払法人税等		108,044
減価償却累計額	84,379	73,010	9 前受金		4,356
9 構築物	36,194		10 預り金		52,260
減価償却累計額	29,325	6,869	11 前受収益		17,518
10 機械及び装置	2,014		12 仮受金		62,043
減価償却累計額	313	1,701	13 賞与引当金		33,004
11 車両	2,968		14 事業終了損失引当金		547
減価償却累計額	2,711	257	15 資産除去債務		4,411
12 工具、器具及び備品	110,282		16 その他の流動負債		1,489
減価償却累計額	75,744	34,538	流動負債合計		1,868,101
13 土地		15,946	負債合計		4,004,214
14 建設仮勘定		118,094			
有形固定資産合計		1,445,052			
(2) 無形固定資産					
1 海底線使用权		707			
2 施設利用権		194			
3 ソフトウエア		432,096			
4 のれん		20,383			
5 特許権		13			
6 借地権		67			
7 周波数移行費用		152,159			
8 商標権		280,002			
9 建設仮勘定		54,698			
10 その他の無形固定資産		6,858			
無形固定資産合計		947,177			
電気通信事業固定資産合計		2,392,229			

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
B 投資その他の資産			(純資産の部)		
1 投資有価証券		23,558	I 株主資本		
2 関係会社株式		359,583	1 資本金		204,309
3 その他の関係会社投資		32,361	2 資本剰余金		
4 出資金		1	(a) 資本準備金	71,371	
5 長期貸付金		151	(b) その他資本剰余金	29	
6 関係会社長期貸付金		1,050	資本剰余金合計		71,400
7 長期前払費用		74,391	3 利益剰余金		
8 繰延税金資産		90,625	(a) その他利益剰余金		
9 その他の投資及びその他の資 貸倒引当金		46,497 △19,907	繰越利益剰余金	738,540	
投資その他の資産合計		608,310	利益剰余金合計		738,540
固定資産合計		3,000,539	4 自己株式		△68,709
II 流動資産			株主資本合計		945,540
1 現金及び預金		148,127	II 評価・換算差額等		
2 受取手形		239	1 その他有価証券評価差	257	
3 売掛金		804,123	2 繰延ヘッジ損益	△3,694	
4 未収入金		58,674	評価・換算差額等合計		△3,437
5 リース投資資産		18,424	III 新株予約権		6,382
6 商品		45,853			
7 貯蔵品		3,482			
8 前渡金		2,493			
9 前払費用		48,944			
10 短期貸付金		755,036			
11 預け金		73,107			
12 その他の流動資産		12,791			
貸倒引当金		△19,133			
流動資産合計		1,952,160	純資産合計		948,485
資産合計		4,952,699	負債・純資産合計		4,952,699

## 2 損益計算書

〔 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		2,551,083
(2) 営業費用		
1 営業費	790,551	
2 施設保全費	372,263	
3 管理費	61,489	
4 試験研究費	3,940	
5 減価償却費	457,935	
6 固定資産除却費	23,844	
7 通信設備使用料	264,694	
8 租税公課	41,753	
電気通信事業営業利益		2,016,469
II 附帯事業営業損益		
(1) 営業収益		706,706
(2) 営業費用		610,808
附帯事業営業利益		95,898
営業利益		630,512
III 営業外収益		
1 受取配当金	38,941	
2 雑収入	15,712	
		54,653
IV 営業外費用		
1 支払利息	41,718	
2 債権売却損	21,534	
3 雑支出	6,409	
經常利益		69,661
		615,504
V 特別利益		
1 関係会社株式売却益	8,579	
		8,579
VI 特別損失		
1 関係会社株式評価損	16,431	
		16,431
税引前当期純利益		607,652
法人税、住民税及び事業税	186,809	
法人税等調整額	13,972	
当期純利益		200,781
		406,871

### 3 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式・・・移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（期末の評価差額は全部純資産直入法により処理し、期中の売却原価は移動平均法により算定）によっています。

時価のないもの・・・移動平均法による原価法によっています。

##### (2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっています。

##### (3) たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を含む）

定額法により償却しています。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を含む）

定額法により償却しています。

##### (3) 長期前払費用

均等償却しています。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、貸倒実績率によるほか、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

なお、退職一時金制度の支給対象期間は2007年3月31日までとなっています。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

##### ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生した年度において全額費用処理しています。

#### (3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度末に負担すべき金額を計上しています。

#### (4) 事業終了損失引当金

事業の終了に伴う将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

### 4. 収益および費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース契約開始時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ

##### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

##### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

##### ③ヘッジ方針

社内規程に基づき、変動金利契約の借入金について、将来の借入金利息の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

##### ④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の金利変動によるキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを認識し、有効性の評価としています。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(表示方法の変更に関する注記)

(1) 貸借対照表

- ①前事業年度において、「無形固定資産」の「その他の無形固定資産」に含めていた「建設仮勘定」(前事業年度42,877百万円)は金額的重要性が高まったため、当事業年度より独立掲記しています。
- ②前事業年度において、「流動資産」の「その他の流動資産」に含めていた「預け金」(前事業年度57,087百万円)は金額的重要性が高まったため、当事業年度より独立掲記しています。
- ③前事業年度において、「流動資産」の「その他の流動資産」に含めていた「短期貸付金」(前事業年度25,996百万円)は金額的重要性が高まったため、当事業年度より独立掲記しています。
- ④前事業年度において、「流動負債」の「その他の流動負債」に含めていた「仮受金」(前事業年度52百万円)は金額的重要性が高まったため、当事業年度より独立掲記しています。

(2) 損益計算書

- ①前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「受取配当金」(前事業年度658百万円)は金額的重要性が高まったため、当事業年度より独立掲記しています。
- ②前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記していた「貸倒引当金戻入額」(当事業年度108百万円)は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑収入」に含めて表示しています。
- ③前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記していた「借入関連手数料」(当事業年度3,372百万円)は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑支出」に含めて表示しています。

(貸借対照表に関する注記)

## 1. 偶発事象

### (1) 貸出コミットメント

当社は、子会社との間に貸出コミットメント契約を締結しています。

当契約に係る貸出未実行残高は次の通りです。

貸出コミットメントの総額	853,785百万円
貸出実行残高	755,036
未実行残高	98,749

### (2) 訴訟

当社は、現在係争中の複数の訴訟等の当事者となっています。その最終結果について合理的に見積もることが困難な訴訟等については、引当金を計上していません。当社は、これらの訴訟等の結果が、現在入手可能な情報に基づき、当社の財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすものとは想定していません。

a. 当社は、2015年4月30日に、日本郵政インフォメーションテクノロジー(株) (以下「JPiT」) を被告として、全国の郵便局等2万7千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線(5次PNET)へ移行するプロジェクトに関してJPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

当社は、2013年2月7日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等をJPiTから受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiTからの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

当社は、この追加業務に関する報酬等(約149億円)について、JPiTとの間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

b. 当社は、2015年4月30日に、JPiTを原告、当社および(株)野村総合研究所(以下「NRI」)を共同被告とする訴訟の提起を受けました。

JPiTは、当該訴訟において、当社およびNRIに対し、上記a.に記載の5次PNETへ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害(161.5億円)が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めています。

当社は、当該訴訟において、JPiTの主張を全面的に争う方針です。

なお、2015年7月29日付で上記b.の訴訟を上記a.の訴訟に併合する決定がありました。また、当社は上記a.の訴訟について追加業務に関する報酬等を精査した結果、2015年11月13日に、請求額を約149億円から約204億円に変更し、さらにJPiTに対して提供中の回線の仕入価格の変更等を受けて、2016年10月12日に請求額を約204億円から約223億円に、2017年9月7日に約223億円から約240億円に変更しました。

## 2. 国庫補助金等の受入による有形固定資産の圧縮記帳累計額

5,346百万円

## 3. 附帯事業固定資産

附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しています。なお、当事業年度末日現在の附帯事業固定資産の金額は2,233百万円です。

#### 4. 財務制限条項

当社の有利子負債には財務制限条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループの連結財政状態計算書における資本の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・事業年度末および第2四半期末において、当社の貸借対照表における純資産の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・連結会計年度において、当社グループの連結損益計算書における営業損益または純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・事業年度において、当社の損益計算書における営業損益または当期純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループのネットレバレッジ・レシオ (a) が一定の数値を上回らないこと。
  - a.  $\text{ネットレバレッジ・レシオ} = \text{ネットデット (b)} \div \text{調整後EBITDA (c)}$
  - b. 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物に一定の調整を加えたものを控除した額。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化（証券化）の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めないなど一定の調整あり。
  - c. EBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

#### 5. 関係会社金銭債権債務

関係会社に対する金銭債権債務は次の通りです。

長期金銭債権	1,114百万円
長期金銭債務	1,908
短期金銭債権	812,365
短期金銭債務	138,147

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収益	67,645百万円
営業費用	262,484
営業取引以外の取引	44,124

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	46,000千株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

非適格現物出資	113,868百万円
未払金および未払費用	33,244
減価償却資産	23,552
組織再編による関係会社株式調整額	18,984
資産除去債務	18,549
貸倒引当金	11,954
投資有価証券評価損	10,886
賞与引当金	9,926
前払費用	8,701
未払事業税	6,079
棚卸資産等	4,881
その他有価証券評価差額金	437
その他	14,003
繰延税金資産小計	275,064
評価性引当額	△148,312
繰延税金資産合計	126,752
繰延税金負債との相殺	△36,127
繰延税金資産の純額	90,625

(繰延税金負債)

グループ法人税制に基づく関係会社株式売却益の 税務上の繰延	△18,984百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△8,459
リース投資資産	△5,642
無形固定資産（顧客基盤）	△1,462
その他	△1,580
繰延税金負債合計	△36,127
繰延税金資産との相殺	36,127
繰延税金負債の純額	—

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引により使用するリース資産

電気通信事業固定資産

機械設備	530,419百万円
空中線設備	292,997
端末設備	45,880
市内線路設備	1,435
市外線路設備	4,189
土木設備	10,257
建物	29,326
構築物	4,974
機械及び装置	9
車両	34
工具、器具及び備品	2,823
ソフトウェア	264,336
合計	1,186,679

(金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパーや社債の発行、債権流動化およびセール・アンド・リースバック取引による資金調達を行っています。これらの資金調達は、主に設備投資を目的としています。

### (2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

投資有価証券は主に事業展開または業務運営における優位性の確保やシナジー効果の創出を目的とする企業の株式であり、発行体の信用リスクおよび市場の価格変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、市場価格の変動を勘案して、発行体の財務状況等を継続的にモニタリングしています。

営業債権である売掛金は販売代理店向け債権のほか、顧客向けの通信料債権、携帯電話端末の割賦債権があり、それぞれ販売代理店および顧客の信用リスクに晒されています。販売代理店向け債権に対する信用リスクに関しては社内の与信管理規程に従い、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。顧客の信用リスクに関しては、顧客との契約時において社内基準に従った審査を行うとともに、随時、顧客毎の利用状況や回収状況の確認を行い、回収不能額の増加を回避しています。割賦債権については外部機関に信用の照会を行っています。

短期貸付金は、主に当社の子会社である汐留Zホールディングス合同会社への貸付金です。当該貸付金は、Zホールディングス(株)とLINE(株)の経営統合のための一連の取引に関連して行った貸付です。

リース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。営業債務である買掛金や未払金は、概ね1年以内の支払期日です。

短期借入金は、主に当社の子会社であるWireless City Planning(株)、SBペイメントサービス(株)からの借入金です。なお、Wireless City Planning(株)からの借入は、Wireless City Planning(株)を委託者、信託銀行を受託者、当社を金銭の運用先とする特定金銭信託契約に基づく資金の借入であり、実質的には同信託銀行を経由した借入です。また、1年以内に期限到来の固定負債および長期借入金は、金融機関からの借入金であり、社債およびコマーシャル・ペーパーは資本市場からの資金調達です。

デリバティブ取引は、変動金利の長期借入金に係る金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るための金利スワップ取引です。デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に基づき運用されており、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、信用格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件による場合、当該価額が異なる場合があります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（(注2)をご参照ください。）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	6,491	6,491	—
(2) 関係会社株式	4,113	27,861	23,748
(3) 現金及び預金	148,127	148,127	—
(4) 売掛金 貸倒引当金（流動資産）（*1）	804,123 △17,975		
	786,148	786,148	—
(5) 未収入金 貸倒引当金（流動資産）（*2）	58,674 △170		
	58,504	58,504	—
(6) 短期貸付金 貸倒引当金（流動資産）（*3）	755,036 △977		
	754,059	754,059	—
(7) 預け金	73,107	73,107	—
資産計	1,830,549	1,854,297	23,748
(8) 社債	40,000	40,000	—
(9) 長期借入金	1,425,528	1,454,466	28,938
(10) リース債務（固定負債）	582,581	565,853	△16,728
(11) 1年以内に期限到来の固定負債	278,975	278,975	—
(12) コマーシャル・ペーパー	103,000	103,000	—
(13) 買掛金	68,559	68,559	—
(14) 短期借入金	61,000	61,000	—
(15) リース債務（流動負債）	366,605	366,605	—
(16) 未払金	695,103	695,103	—
(17) 未払法人税等	108,044	108,044	—
(18) 預り金	52,260	52,260	—
負債計	3,781,655	3,793,865	12,210
(19) デリバティブ取引（*4）	(5,324)	(5,324)	—

(\*1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(\*2) 未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(\*3) 短期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(\*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券および(2) 関係会社株式

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっています。

(3) 現金及び預金、(5) 未収入金、(6) 短期貸付金および(7) 預け金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 売掛金

割賦債権は、満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割引計算を行った結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。割賦債権を除く売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(8) 社債

社債の時価は、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。

(10) リース債務（固定負債）

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割引く方法によって見積もっています。

(11) 1年以内に期限到来の固定負債、(12) コマーシャル・ペーパー、(13) 買掛金、

(14) 短期借入金、(16) 未払金、(17) 未払法人税等および(18) 預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(15) リース債務（流動負債）

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割引く方法によって見積もった結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(19) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの当事業年度末における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次の通りです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価(*1)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	500,000	500,000	(5,324)

(\*1) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	14,519
関係会社株式 非上場株式	355,470
その他	34,910

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(持分法損益等に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	120,472百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	80,149
持分法を適用した場合の投資損失の金額	52,945

(注) 上記の金額は、いずれも当社の子会社が保有する関連会社に対する投資に係る金額を含めて表示しています。

関連会社に対する投資の金額は、会社計算規則第120条第1項の規定に基づき、国際会計基準に準拠した場合に持分法の適用対象となる投資の帳簿価額であり、持分法を適用した場合の投資の金額および持分法を適用した場合の投資損失の金額は、同基準に準拠したものです。

なお、持分法を適用した場合の投資損失の金額は、持分法による投資の減損損失の金額を含めて表示しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社名	事業の内容 または職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	期末残高	
							科目	金額 (百万円)
子会社	汐留Zホールディングス合同会社	持株会社	(所有) 直接100	役員 の兼任 資金の貸付	資金の貸付	739,628	短期 貸付金 その他の 流動資産	739,628
					利息の受取	3,192		3,192
					株式の売却	739,628		—
子会社	Zホールディングス(株)	持株会社	(所有) 間接44.6	役員 の兼任	株式の取得	456,466	—	—
子会社	Wireless City Planning(株)	電気通信 事業	(所有) 直接32.2	役員 の兼任 資金の借入	資金の借入	27,800	短期 借入金	14,000
					資金の返済	58,400		
					利息の支払	67	未払費用	0
					配当金の受取	29,993	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付および借入利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
2. Zホールディングス(株)とLINE(株)の経営統合に関連して、2019年12月18日を実行日として、当社が保有していたZホールディングス株式の全部について汐留Zホールディングス合同会社に譲渡しました。買付代金は、当該経営統合の開示および憶測報道等の影響を受けていないと考えられる2019年11月13日までの東京証券取引所市場第一部における株価の推移を基礎として算定しています。
3. 当社は、Zホールディングス(株)が、当社を割当先として2019年6月27日付で実施した第三者割当による新株式発行を456,466百万円で引受けました。買付代金は、公開買付け公表日の前営業日の東京証券取引所市場第一部における終値302円を基礎として算定しています。
4. 資金の借入および返済は、Wireless City Planning(株)を委託者、信託銀行を受託者、当社を金銭の運用先とする特定金銭信託契約に基づく資金の借入であり、実質的には同信託銀行を経由した当社とWireless City Planning(株)との取引によるものです。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主に基地局の一部、データセンター、ネットワークセンターおよび本社ビル等の事務所について、設備撤去または原状回復に係る費用等を合理的に見積り、資産除去債務を認識しています。

これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を見積り、割引率は利付国債平均利回りを使用しています。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	59,775百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,172
時の経過による調整額	148
資産除去債務の履行による減少額	△7,939
見積りの変更による増加額	7,423
その他	—
期末残高	60,579

4. 当該資産除去債務の見積りの変更

通信トラフィックの需要や通信設備の効率運用、設備更新等を検討した結果、一部の通信設備の撤去の蓋然性が高まったため、資産除去債務を7,423百万円計上しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	198円71銭
1株当たり当期純利益	85円37銭

(その他の注記)

Zホールディングス(株)とLINE(株)の経営統合について

当社、NAVER Corporation (以下「NAVER」、当社とNAVERを総称して「両社」)、当社の連結子会社であるZホールディングス(株) (コード番号4689、東証第一部、以下「ZHD」) およびNAVERの連結子会社であるLINE(株) (コード番号3938、東証第一部、以下「LINE」) は、ZHDおよびその子会社とLINEおよびその子会社の経営統合 (以下「本経営統合」) に関して協議・検討を進めてきましたが、NAVER、ZHDおよびLINEについては2019年12月23日開催のそれぞれの取締役会の決議に基づき、当社については同日開催の取締役会の決議に基づき一任された代表取締役 社長執行役員 兼 CEOの宮内 謙の決定に基づき、同日、4社間において、本経営統合に関する法的拘束力のある最終契約である経営統合契約書 (以下「本統合最終契約」) を締結し、また、NAVERについては同日開催の取締役会の決議に基づき、当社については、同日開催の取締役会の決議に基づき一任された代表取締役 社長執行役員 兼 CEOの宮内 謙の決定に基づき、同日、両社間において、本統合最終契約に関連して法的拘束力のある取引契約書および合弁契約書を締結しました。

本経営統合を実現するための取引の一環として、両社が共同して、日本および米国において公開買付けを実施することを、NAVERは、同日開催した取締役会の決議により、当社は、同日開催の取締役会の決議に基づき一任された代表取締役 社長執行役員 兼 CEOの宮内 謙の決定により、それぞれ決定しました。

本経営統合後の上場統合会社であるZHDは、当社の連結子会社となる予定です。本経営統合は、必要とされる各国における競争法、外為法その他法令上必要なクリアランス・許認可等の取得が完了していること、その他本統合最終契約において定める前提条件が充足されることを条件として行われ、2020年10月を目途に完了予定です。

## 4 役務別固定資産帰属明細表

事業者名 ソフトバンク株式会社

〔 2020年3月31日現在 〕

(単位：百万円)

役務の種類		移動電気通信役務						移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計
		音声伝送役務			データ伝送役務		小計		
		携帯電話	その他	小計	携帯電話 BWA	小計			
電気通信事業固定資産									
有形固定資産									
機械設備	取得価額	542,691	88,101	630,792	1,562,463	1,562,463	2,193,255	366,074	2,559,329
	減価償却累計額	368,532	57,994	426,526	1,132,136	1,132,136	1,558,662	247,660	1,806,322
	帳簿価額	174,159	30,107	204,266	430,327	430,327	634,593	118,414	753,007
空中線設備	取得価額	174,057	2,275	176,332	498,483	498,483	674,815	0	674,815
	減価償却累計額	74,442	1,514	75,956	265,427	265,427	341,383	0	341,383
	帳簿価額	99,615	761	100,376	233,056	233,056	333,432	0	333,432
端末設備	取得価額	51,071	57	51,128	146,106	146,106	197,234	43,224	240,458
	減価償却累計額	34,244	51	34,295	106,741	106,741	141,036	25,224	166,260
	帳簿価額	16,827	6	16,833	39,365	39,365	56,198	18,000	74,198
市内線路設備	取得価額	4,926	347	5,273	14,092	14,092	19,365	6,162	25,527
	減価償却累計額	2,521	226	2,747	8,464	8,464	11,211	3,358	14,569
	帳簿価額	2,405	121	2,526	5,628	5,628	8,154	2,804	10,958
市外線路設備	取得価額	16,391	1,432	17,823	46,892	46,892	64,715	25,314	90,029
	減価償却累計額	14,842	1,346	16,188	43,269	43,269	59,457	23,311	82,768
	帳簿価額	1,549	86	1,635	3,623	3,623	5,258	2,003	7,261
土木設備	取得価額	17,772	1,529	19,301	50,843	50,843	70,144	27,029	97,173
	減価償却累計額	14,697	1,345	16,042	43,648	43,648	59,690	22,754	82,444
	帳簿価額	3,075	184	3,259	7,195	7,195	10,454	4,275	14,729
海底線設備	取得価額	4,402	394	4,796	12,593	12,593	17,389	6,968	24,357
	減価償却累計額	4,187	381	4,568	12,091	12,091	16,659	6,646	23,305
	帳簿価額	215	13	228	502	502	730	322	1,052
建物	取得価額	28,711	2,695	31,406	82,147	82,147	113,553	43,836	157,389
	減価償却累計額	13,735	1,678	15,413	47,112	47,112	62,525	21,854	84,379
	帳簿価額	14,976	1,017	15,993	35,035	35,035	51,028	21,982	73,010

構築物	取得価額	8,937	91	9,028	25,568	25,568	34,596	1,598	36,194
	減価償却累計額	7,026	71	7,097	21,096	21,096	28,193	1,132	29,325
	帳簿価額	1,911	20	1,931	4,472	4,472	6,403	466	6,869
機械及び装置	取得価額	364	33	397	1,043	1,043	1,440	574	2,014
	減価償却累計額	17	10	27	231	231	258	55	313
	帳簿価額	347	23	370	812	812	1,182	519	1,701
車両	取得価額	537	48	585	1,536	1,536	2,121	847	2,968
	減価償却累計額	485	44	529	1,414	1,414	1,943	768	2,711
	帳簿価額	52	4	56	122	122	178	79	257
工具、器具 及び備品	取得価額	19,809	1,861	21,670	58,874	58,874	80,544	29,738	110,282
	減価償却累計額	12,632	1,365	13,997	41,863	41,863	55,860	19,884	75,744
	帳簿価額	7,177	496	7,673	17,011	17,011	24,684	9,854	34,538
土地	取得価額	3,131	207	3,338	8,957	8,957	12,295	3,651	15,946
	帳簿価額	3,131	207	3,338	8,957	8,957	12,295	3,651	15,946
建設仮勘定	取得価額	21,394	1,819	23,213	61,205	61,205	84,418	33,676	118,094
	帳簿価額	21,394	1,819	23,213	61,205	61,205	84,418	33,676	118,094
有形固定資産合計	取得価額	894,193	100,889	995,082	2,570,802	2,570,802	3,565,884	588,691	4,154,575
	減価償却累計額	547,360	66,025	613,385	1,723,492	1,723,492	2,336,877	372,646	2,709,523
	帳簿価額	346,833	34,864	381,697	847,310	847,310	1,229,007	216,045	1,445,052
無形固定資産合計	帳簿価額	171,915	35,751	207,666	576,630	576,630	784,296	162,881	947,177
電気通信事業固定資産合計		518,748	70,615	589,363	1,423,940	1,423,940	2,013,303	378,926	2,392,229

注記 役務別固定資産帰属明細表の作成の基礎

1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準

本役務別固定資産帰属明細表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年 総務省令第24号）に基づいて作成しています。

2. 電気通信役務に帰属する固定資産の配賦手順

- (1) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務について、固定資産が帰属する役務が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。
- (2) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務で共有する資産については、配賦整理書「2 固定資産の役務別配賦基準」及び「3 固定資産の役務別配賦手順」によりそれぞれの種類の役務に配賦し整理しています。

固定資産の具体的な配賦基準及び配賦手順については、配賦整理書「2 固定資産の役務別配賦基準」及び「3 固定資産の役務別配賦手順」に記載しています。

## 5 移動電気通信役務収支表

事業者名 ソフトバンク株式会社

〔 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

役務の種類			営業収益 ※1	営業費用									営業利益	摘要
				※2	営業費	施設保全費	管理費	試験研究費	減価償却費	固定資産除却費	通信設備使用料	租税公課		
移動電気通信役務	音声伝送役務	携帯電話	711,795	527,818	265,300	43,534	13,012	612	107,868	5,857	82,355	9,280	183,977	
		その他	17,693	46,515	10,330	7,066	749	41	23,804	283	2,037	2,205	-28,822	
		小計	729,488	574,333	275,630	50,600	13,761	653	131,672	6,140	84,392	11,485	155,155	
信	役	データ伝送役務 携帯電話・BWA	1,254,226	977,848	400,205	223,747	22,492	2,206	274,093	14,324	20,099	20,682	276,378	
		小計	1,983,714	1,552,181	675,835	274,347	36,253	2,859	405,765	20,464	104,491	32,167	431,533	
移動電気通信役務以外の電気通信役務			567,369	464,288	114,716	97,916	25,236	1,081	52,170	3,380	160,203	9,586	103,081	
合 計			2,551,083	2,016,469	790,551	372,263	61,489	3,940	457,935	23,844	264,694	41,753	534,614	

注記 移動電気通信役務収支表の作成の基礎

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年 総務省令第24号）に基づいて作成しています。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準及び配賦手順

※1 営業収益

- (1) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務は、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。

- (2) 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 30 号）に基づき、移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務に共通的に発生する売上または売上値引については、各役務の営業費用額比を用いて、それぞれの役務に配賦しています。

## ※2 営業費用

- (1) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務および、電気通信以外の事業に関連する費用については、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。
- (2) 電気通信事業と電気通信事業以外とに関連する費用については、電気通信事業会計規則第 15 条に基づく別表第一に掲げる基準を原則として、適切な配賦基準によりそれぞれの事業に配賦しています。
- (3) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務に共通的に発生する費用については、電気通信事業会計規則第 15 条に基づく別表第二様式 16 に従い、それぞれの種類の役務に配賦し整理しています。

営業費用の具体的な配賦基準及び配賦手順については、配賦整理書「6 営業費用の役務別配賦基準」及び「7 営業費用の役務別配賦手順」に記載しています。

## 第四部 参考情報

## 1 配賦整理書の紹介及び入手方法

### (1) 配賦整理書

当社では、役務別固定資産帰属明細及び移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した「配賦整理書」を作成しています。

### (2) 入手方法

下記の公開ホームページより入手できます。

<https://www.softbank.jp/corp/aboutus/public/accounting/>

## 2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

## 3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

## 4 用語解説

### 第二種指定電気通信設備

第二種指定電気通信設備は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第23条の9の2第4項）で規定し、告示（事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件（平成14年2月7日総務省告示第72号））で指定された次の電気通信設備。

- 1 事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号の交換設備（ルータにあたっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- 2 事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 3 事業法施行規則第23条の9の2第4項第2号の伝送路設備
- 4 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 5 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 6 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

### 役務の種類

第二種接続会計規則別表第二 役務別固定資産帰属明細及び別表第三 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・ 音声伝送役務携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ 音声伝送役務その他（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ データ伝送役務携帯電話・BWA（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・ 移動電気通信役務以外の電気通信役務

### 配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、固定資産額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用、固定資産取得価格及び帳簿価額を帰属させること。

5 その他

当社は、第二種接続会計規則別表第二 役務別固定資産帰属明細及び別表第三 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しています。

- ・ 移動電気通信データ伝送役務その他